

資料No.1

国民健康保険システム標準化
第2回合同ワーキングチーム

令和7年8月7日

国民健康保険システム標準化

第2回合同ワーキングチーム

令和7年8月7日

目次

1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容
2. 全国意見照会の実施結果
3. ご意見への対応方針
4. 全国意見照会の対応事項について
5. 検討・課題事項について
6. その他の対応について
7. 今後の予定

1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容

- これまでの標準化検討においては、令和3年度より検討を開始し、令和4年8月31日に国民健康保険システム標準仕様書（以下「国保標準仕様書」という。）を公開し、その後も制度改正や持ち越し事項、デジタル庁における検討事項等に基づき改定を行い、令和7年3月31日に国保標準仕様書【第1.4版】を公開した。
- その後、令和7年度に向けた制度改正や【第1.4版】公開時点での残課題事項等への対応を進め、前回のワーキングチーム（以下「WT」という。）及び第1回検討会において、**対応内容に関する議論及び報告を行い、その結果を反映した国保標準仕様書【第1.5版】（案）**について、**全国意見照会を行った。**
- 検討事項毎の対応内容は以下の通り。（詳細については、「【資料No.2】第1回検討会」参照）

#	カテゴリ	項目	対応内容
1	制度改正	資格確認書等の有効期限について	資格確認書及び資格情報のお知らせについて、有効期限の設定に関する機能要件を規定しているが、負担割合や限度額適用区分を記載する場合に設定する有効期限について明確に示せていないことから、 市区町村の実態を調査した上で、国保標準仕様書へ反映を行った。
2	その他	給付管理機能の実装要否について	給付管理機能を国保システムに実装せず、システム外（Excel）で対応している団体から「現行システムで給付管理機能を実装していないが、次期システムでも、給付管理機能を実装しなくても、標準準拠システムとしてよいか」といった照会があり、回答にあたり、厚労省国保課、デジタル庁との調整を行った結果、「Excel管理している等、利用団体がシステム化不要と判断した場合かつ提供事業者によって当該機能を構築しない対応（非活性化等）が可能な場合においては必ずしもシステム化する必要はない。」という方針が整理されたことから、 国保標準仕様書において規定している給付管理機能について、本紙に規定を追加した。
3		督促状（はがき様式）のレイアウトの追加	介護標準仕様書での規定状況や、過去の全国意見照会において複数ご意見をいただいていることをうけ、 「督促状兼納付書（はがき様式）」の帳票レイアウトを追加した。
4		各種申請書の委任状欄の取り扱いについて	申請書における委任状欄について、現状、規定している帳票としていない帳票が混在する（規定している帳票については、委任状欄を出力すること標準オプション機能として規定している状況）が、規定していない申請書についても委任状欄を出力することを認めて欲しいとのご意見が複数あったことを受け、 本紙に規定を追加した。
5		申告用の納付額証明書における公印の実装類型について	令和6年度の検討において、構成員等からいただいたご意見に基づき、 納付額証明書の公印について、標準オプションに変更した。
6		納付履歴情報（024o003）について	「024_国民健康保険_機能別連携仕様」の連携ID：024o003（納付履歴情報）に関して、国保標準仕様書に住民税システムとの連携に係る機能要件の規定がないことから、 機能要件の追加を行った。

1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容

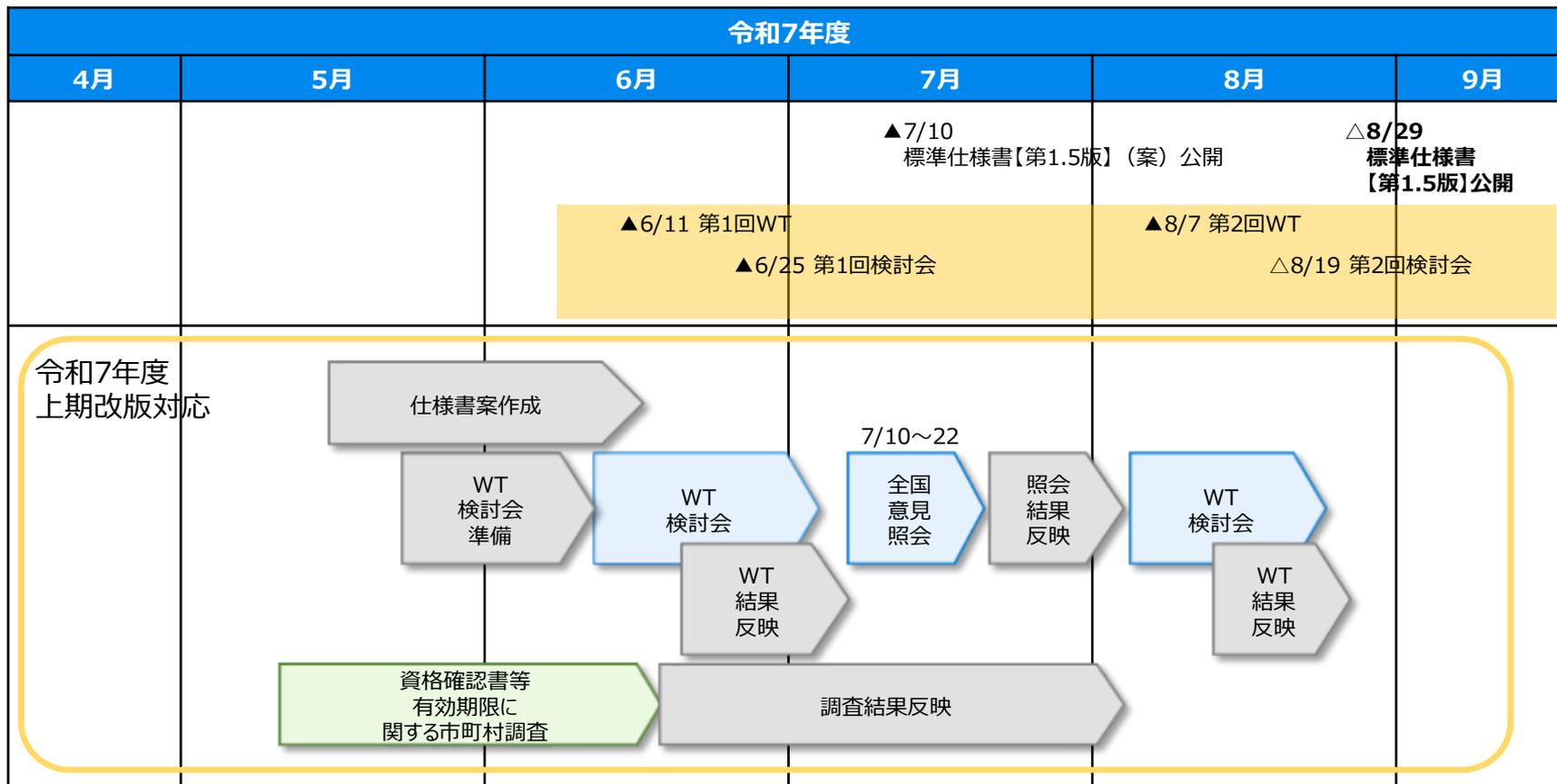
(前ページから続く)

#	カテゴリ	項目	対応内容
7	その他	カク公・マル公の帳票名称変更について	(別紙3) 帳票詳細要件及び(別紙4) 帳票レイアウトに規定している納付書について、 帳票名からカク公/マル公を判別できるよう、帳票名の見直しを行った。
8		納付書の項目見直し	各種納付書で規定しているシステム印字項目について、不整合となっている記載が存在したため 帳票レイアウト及び帳票詳細要件の見直しを行った。
9		過年度更正の起算日に関する料と税の記載削除について	料と税で起算日が違くと誤認される恐れのある記載箇所について、 要件の考え方を見直した。
10		管理項目名称「賦課権」「徴収権」の記載見直しについて	管理項目名称が「賦課権」と「徴収権」と記載があり不整合となっているため 管理項目の名称を修正した。
11		不当不正利得グループの経過措置対象となる機能要件について	不正不当利得に関する機能要件のうち、不当利得情報の登録機能(機能ID: 0242612)を経過措置対象としているが、後続処理で使用する納付管理機能(機能ID: 0241231)が経過措置の対象外となっているため、 後続処理の納付管理機能(機能ID: 0241231)についても、経過措置対象とした。
12		医療機関情報の管理項目について	医療機関情報の管理項目に重複した規定や、名称の誤りがあるため、 機能要件の見直しを行った。
13		支給決定通知書における公印について	「給付30_国民健康保険高額療養費支給決定通知書」の帳票に規定している公印について、他の支給決定通知における公印で規定している 「印字が必要な団体においては実装必須とする。」の文言が不足しているため見直しを行った。
14		帳票における文字切れ対応に関する機能要件追加について	本紙に規定している文字切れ発生時の機能について、 機能・帳票要件に規定し、あわせて本紙にて規定済みの表現についても見直しを行った。
15		一部負担金等減免取消通知書の取り扱いについて	「資格28_一部負担金減免等取消通知書」については被保険者向けだけでなく、医療機関向けに使用されることも想定されることから、当該帳票を医療機関向けに出力するための 機能要件を標準オプション機能として追加した。
16		還付通知書関連帳票の明細数について	「収納6_還付通知書」、「収納7_過誤納金還付請求書」及び「収納8_還付充当通知書」の3帳票の期別の明細数について不統一であることから 帳票レイアウトを見直した。
17	納付書レイアウトに関するゆうちょ指摘対応について	標準仕様書をもとに作成した納付書レイアウトに対してゆうちょ審査にて指摘を受けているとの問合せがあり、改めて見直しを行い、 帳票レイアウトに反映した。	

1. 標準化検討におけるこれまでの実施内容

- これまでの標準化検討の実施スケジュールは以下の通り。
- 令和7年7月10日から7月22日の期間において、国保標準仕様書【第1.5版】（案）に対する全国意見照会を実施し、その結果の反映を行ったところ。

: 事務局が実施する作業
 : 検討会・WT・ベンダWT構成員が参加する作業



2. 全国意見照会の実施結果

○ 令和7年7月10日から令和7年7月22日の期間で実施した国保標準仕様書【第1.5版】（案）全国意見照会においていただいた本紙及び別紙に対するご意見の数は以下の通り。

#	業務	国保標準仕様書 【第1.4版】（案）	意見分類（※1）					合計	質問票 （※2）
			表現修正・ 誤植	要件追加	要件縮小・ 削除	経過措置 対象変更	その他		
1	-	本紙	1	0	0	-	0	1	3
2	システム 共通	機能・帳票要件	2	3	0	1	1	7	1
		帳票詳細要件・レイアウト	0	0	0	-	0	0	
3	資格 管理	業務フロー	0	0	0	-	1	1	5
		機能・帳票要件	2	5	0	1	0	8	
		帳票詳細要件・レイアウト	5	4	0	-	2	11	
4	賦課 管理	業務フロー	0	0	0	-	0	0	7
		機能・帳票要件	1	8	0	2	0	11	
		帳票詳細要件・レイアウト	5	17	88	-	5	115	
5	給付 管理	業務フロー	0	0	0	-	0	0	1
		機能・帳票要件	0	2	0	0	0	2	
		帳票詳細要件・レイアウト	1	0	0	-	1	2	
6	収納 管理	業務フロー	0	0	0	-	0	0	0
		機能・帳票要件	1	0	0	0	0	1	
		帳票詳細要件・レイアウト	21	4	4	-	10	39	
7	滞納 管理	業務フロー	0	0	0	-	0	0	0
		機能・帳票要件	0	0	0	0	0	0	
		帳票詳細要件・レイアウト	1	0	0	-	0	1	
合計			40	43	92	4	20	199	17

※1 回答する市区町村にて、回答時に付していただいた意見分類

※2 意見照会の回答様式とは別に質問票で受け付けた問合せやご意見

3. ご意見への対応方針

- 全国意見照会でいただいたご意見は、前述の4頁にて示した今後検討を予定している事項に関するものや、誤植等の指摘、標準化の趣旨に沿わないご意見等が混在していたため、これらを細分化し、下記4分類と分類毎に対応区分を定め、ご意見の分類作業及びご意見への対応を行った。

#	分類	分類の基準	対応区分	
			対応見送り	修正
1	質問	記載に関する質問や、既に要件として規定済みとなっている内容であるため、対応を不要としたもの。	○	—
2	見送り	以下の理由により対応を不要としたもの。 ・標準仕様書の対象範囲外の内容のもの ・すでに検討済みの事項であり、現時点で変更することが適切でないと考えられるもの 等	○	—
3	今後検討予定	地方単独公費の取り扱い等、検討中の事項に対してのご意見であるため、現時点での対応は見送り、今後の参考情報として活用するもの。	○	—
4	記載修正	誤植の指摘や、他の記載との不整合等に関するご意見であるため、事務局の判断にてご意見の通りに対応したもの。	—	○

- 対応区分毎の内容と、関連する資料を以下に示す。

#	対応区分	対応内容	関連資料
1	対応見送り	ご意見に対して、国保標準仕様書へ反映しない理由や根拠等を整理している。	● 【別添①】ご意見一覧
2	修正	誤植や機能の見直しが明らかに必要であると判断したものについて、国保標準仕様書【第1.5版】（案）の修正を行っている。	● 【別添①】ご意見一覧 ● 【別添②】標準仕様書【第1.5版】（案）

3. ご意見への対応方針（分類結果）

- 前頁にてお示した4分類にご意見を分類した結果は以下の通り。

分類		質問	見送り	今後検討予定	記載修正	
対応区分		対応見送り			修正	
1	－	本紙	0	0	0	1
2	システム共通	機能・帳票要件	1	4	0	2
		帳票詳細要件・レイアウト	0	0	0	0
3	資格管理 (※)	業務フロー	0	1	0	0
		機能・帳票要件	0	4	1	2
		帳票詳細要件・レイアウト	2	4	0	5
4	賦課管理	業務フロー	0	0	0	0
		機能・帳票要件	0	10	0	1
		帳票詳細要件・レイアウト	6	107	0	2
5	給付管理	業務フロー	0	0	0	0
		機能・帳票要件	0	2	0	0
		帳票詳細要件・レイアウト	0	1	0	1
6	収納管理	業務フロー	0	0	0	0
		機能・帳票要件	0	1	0	0
		帳票詳細要件・レイアウト	2	14	0	21
7	滞納管理	業務フロー	0	0	0	0
		機能・帳票要件	0	0	0	0
		帳票詳細要件・レイアウト	0	1	0	0
合計			11	149	1	35

(※) 資格管理のご意見1件については対応方針を厚生労働省へ照会中、収納管理のご意見2件については、4章にて対応方針についてご意見をいただく予定であるため、回答及び方針決定後、事務局にて必要に応じて国保標準仕様書【第1.5版】（案）へ反映する予定。

- **「見送り」としたものが149件**と最も多い結果であったが、新たな機能要件の追加要望や、すでに規定済みの機能や項目の実装類型の変更要望等、いずれも**すでに議論済みのものと判断**したためであり、これらについては国保標準仕様書への反映を行っていない。
- **「記載修正」としたものは35件**あり、多くは制度との整合性が取れていないものや、誤植に関するものであったため、修正が必要と判断し、国保標準仕様書【第1.5版】（案）への反映を行った。

3. ご意見への対応方針（ご意見一覧）

- 前述した4分類及び2種類の対応区分に従い、事務局にて各ご意見に対して分類・理由等を記載し、「ご意見一覧」として整理している。（詳細は「【別添①】ご意見一覧」参照）

【ご意見一覧のイメージ】

意見内容	意見の理由	ご意見整理		
		分類	対応区分	回答
実装必須機能に「※マル学・マル遠を出力対象とするか選択できること」を追記すべき。	マル学対象者はアルバイト等の収入がある場合があるため、マル遠も含めて所得照会の対象とすることを可能とするべき。	見直し	修正	いただいたご意見につきましては、市区町村によって機能の要否が異なるため、実装オプションとして以下の機能を追加いたしました。 <ul style="list-style-type: none"> ・前住所地所得照会資料について、マル学該当者を含めて出力できること。 ・前住所地所得照会資料について、マル遠該当者を含めて出力できること。
料（税）額計算の算定結果について、決定金額や期別調定額を修正可能な機能について、実装オプション機能から実装必須項目へ変更する。	月次更正を行う際に必須機能となり、当該機能が無くなることで効率化が図られなくなるため	実装区分	対応見送り	実装類型につきましては、開発ベンダからの申し入れ等により、業務上必要不可欠な機能を除きオプション機能とするよう、デジタル庁より指針が示されているところです。 加えて、標準仕様書【第1.0版】において定めた実装類型に基づき、既に開発を進めているベンダもあるため、これらの状況を踏まえ、オプションから必須への変更につきましては業務上必要不可欠な場合を除き、見送りとさせていただきます。

※「ご意見一覧」は意見照会を行った対象物毎に、以下の4シートに分けて作成している。

- ・「集計結果②本紙」
- ・「集計結果③（別紙1）業務フロー」
- ・「集計結果④（別紙2）機能・帳票要件」
- ・「集計結果⑤（別紙3・4）帳票詳細要件・帳票レイアウト」

- なお、「ご意見一覧」については、他業務と同様に公開はしない方針とし、国保標準仕様書【第1.5版】の公開をもって、各市区町村においてご意見の反映有無をご確認いただくこととする。

4. 全国意見照会への対応事項について

(1) 口座振替不能通知書の帳票レイアウトの追加について

課題

第1回検討会において、督促状（はがき様式）のレイアウト追加について議論を行い、口座振替不能通知書については、圧着はがき様式の追加は行わない方針でご了承いただいたが、その後の全国意見照会において、後述するご意見をいただいたため、再度対応要否を検討する必要がある。

第1回検討会資料より再掲

(1) 督促状（はがき様式）のレイアウトの追加

圧着はがき様式の督促状について、介護標準仕様書での規定状況や、過去の全国意見照会において複数ご意見をいただいていることをうけて帳票レイアウトの追加を検討した結果、その他の納付書関連の帳票と合わせて、**共通納税あり/なしの2種類の帳票詳細要件及び帳票レイアウトを追加した。**

なお、圧着はがき様式の督促状については、マル公様式であり市区町村ごとにレイアウトが異なることが想定されることから、当該帳票レイアウトを使用する場合は、市区町村においてゆうちょ銀行等関連機関への審査を実施いただく想定であることを機能・帳票要件の要件の考え方に示した上で、**参考様式かつ標準オプション機能（実装してもしなくても良い帳票）として示した。**

一方、口座振替不能通知書については、督促状に比べて発行枚数が少ないことからはがき様式の追加のご意見はいただけていないため、**圧着はがき様式の口座振替不能通知書の追加は行わないこととした。**

< (別紙2) 機能・帳票要件 >

機能名称 小分類	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由
			指定都市	一般市区町村	
13.8.3 督促状発行	0242863	抽出した対象者をもとに、督促状を一括又は個別で出力ができること。金額を手動で修正できること。 ■ 帳票詳細要件 シート： 収納-26 ■ ■ 帳票詳細要件 シート： 収納-27 ■	○	○	・督促状（はがき）納付書付きの帳票レイアウトについては、マル公様式であり市区町村ごとにレイアウトも異なることが想定されることから、帳票レイアウトについては参考様式とする。 そのため、督促状（はがき）の納付書付きの帳票レイアウトを使用する場合、帳票レイアウトについてゆうちょ銀行等関連機関への審査を市区町村において実施いただくことを想定している。

< (別紙4) 帳票レイアウト「収納26_督促状（はがき2）（eL-QRあり）」 >

The image shows a complex form layout for a payment slip. It includes a header with identification numbers and checkboxes for '督促状' (Demand Note) and '督促状領収証書' (Demand Note Receipt Certificate). The main body contains a table for payment details with columns for '項目' (Item), '金額' (Amount), and '円' (Yen). Below the table, there are sections for '重要' (Important) information, contact details, and QR code information. The form is designed to be printed on a postcard-like format, with a designated area for the recipient's name and a QR code area.

4. 全国意見照会の対応事項について

(1) 口座振替不能通知書の帳票レイアウトの追加について

課題（続き）

全国意見照会において、「**納付書ありのはがき様式の帳票レイアウトを追加してほしい。**」、「**27 督促状（はがき3）と同様に、「20 口座振替不能通知書（はがき）」についても金融機関及びコンビニで収納できるようにOCR及びコンビニバーコードを実装すべき。**」と**いったご意見をいただいた**。また、件数は少ないながらも過去の意見照会においても同様のご意見を3市区町村よりいただいている。（今回の意見照会と合わせて、計5市区町村より要望をいただいている。）

方針（案）

督促については、地方自治法第231条の3第1項の規定において通知を行うことが義務付けられていることや、市町村運用を考慮し、【第1.5版】（案）において納付書付きはがき様式を追加した。

一方、口座振替不能にかかる通知については法的定めはなく、利便性に資する機能であることから納付書付きはがき様式は追加しない方針として検討を進めてきたが、いただいたご意見を踏まえ、**標準オプションとして帳票レイアウトを追加すべきか否か、ご意見いただきたい。**

事務局において検討を行った方針（案）は、以下の通り。

案1) 納付書付きはがき様式は追加しない。

案2) 納付書付きはがき様式を標準オプションの帳票レイアウトとして追加する。

※ 次ページに追加する場合の帳票レイアウトイメージを示す。

4. 全国意見照会の対応事項について

(2) 納付書レイアウトに関する追加見直しについて

課題

標準仕様書をもとに作成した納付書レイアウトに対してゆうちよ審査にて指摘を受けているとの問合せがあり、修正が必要と判断した事項について第1回検討会にてご承認いただき、帳票レイアウトに反映した上で、全国意見照会を実施したところ。全国意見照会において、これら一部の納付書において納付書レイアウトに対し領収証書欄に本人確認ができるよう「納付者氏名」を追加すべきというご意見をいただいたため、**帳票レイアウトの修正要否について検討を行う必要がある。**

方針（案）

ゆうちよ銀行などの金融機関においては、カク公様式の納付書「振替払込請求書兼受領証（金融機関控）」が領収証書として扱われるため、納付書の領収書欄に納付者氏名が記載されていない場合においても、納付処理は可能であると考え。また、地方税統一QRコード納付書の作成基準（株式会社ゆうちよ銀行）及びMPN標準帳票ガイドライン（日本マルチペイメントネットワーク運営機構）においても、領収証書部分に関する規定はなく、また、標準仕様書における納付書レイアウトは参考様式の位置付けで示しているものであることから、現時点における標準仕様書の規定内容に問題はないと考える。

しかしながら、税務システム標準仕様書や後期高齢支援システム標準仕様書に示されている納付書レイアウトにおいては、**領収証書部分に納付者氏名欄が設けられており、仕様書間の横並びの観点から追加したいと考えるが、いかがか。**なお、本対応の対象帳票について、次ページに示す。

○主な変更点

- ・領収証書欄に「納付者氏名」欄を追加
- ・項目追加に伴うレイアウト見直し

例) (別紙4) 帳票レイアウト「賦課33 納付書1 (カク公) (eL-QRあり)」
(修正前) (修正後)

領収証書 公	
年 度	
科 目	
通知書番号	
期 別	

領収証書 公	
納付者氏名	
年 度	
科 目	
通知書番号	
期 別	

4. 全国意見照会の対応事項について

(2) 納付書レイアウトに関する追加見直しについて

方針 (案)

本対応の対象帳票は以下のとおり。

業務	帳票番号	帳票名
賦課管理	33	納付書 1 (カク公) (eL-QRあり)
	35	連帳用納付書 1 (カク公) (eL-QRあり)
	46	納付書 2 (カク公)
	47	連帳用納付書 3 (カク公)
収納管理	1	納付書 1 (カク公) (eL-QRあり)
	5	口座振替不能通知書 1 (カク公) (eL-QRあり)
	11	督促状 (納付書兼用 1) (カク公) (eL-QRあり)
	16	督促状 (納付書兼用 2) (マル公) (eL-QRあり)
	18	納付書 3 (カク公)
	22	口座振替不能通知書 3 (カク公)
	24	督促状 (納付書兼用 3) (カク公)
	25	督促状 (納付書兼用 4) (マル公)
滞納管理	60	連続納付書 1 (カク公) (eL-QRあり)

5. 検討・課題事項について

○ 持ち越しとなっている検討・課題事項の対応状況については、以下の通り。

#	修正概要	修正方針	国保標準仕様書【第1.5版】(案)への取込有無
1	給付管理機能の実装要否について	給付管理機能を国保システムに実装せず、システム外（Excel）で対応している団体から「現行システムで給付管理機能を実装していないが、次期システムでも、給付管理機能を実装しなくても、標準準拠システムとしてよいか」といった照会があり、回答にあたり、厚労省国保課、デジタル庁との調整を行った結果、「Excel管理している等、利用団体がシステム化不要と判断した場合かつ提供事業者によって当該機能を構築しない対応（非活性化等）が可能な場合においては必ずしもシステム化する必要はない。」という方針が整理されたことから、給付管理機能について本紙に規定した。 国保標準仕様書【第1.5版】(案)に反映して全国意見照会のご意見を取り込み済み。第2回検討会において最終承認後、クローズ予定。	取込済み
2	高額介護合算療養費の支給手続き簡素化について	令和4年度地方分権改革に関する提案募集での提案事項をうけ、高額介護合算療養費の支給申請手続きの簡素化が可能となる見込みであることから、国保標準仕様書への反映を検討する必要がある。 機能要件の整理にあたっては、国保総合システム等との連携仕様や、申請書の帳票レイアウト等について、介護及び後期との調整を行う必要があるが、現時点においても 継続して検討が行われている状況である。 このような状況を鑑み、 国保標準仕様書への取り込みについては、【第1.6版】(令和8年1月公開)に向けて検討を行うこととし、検討・課題事項一覧にて管理することとした。	無 (今後検討予定)
3	生活保護システムとの連携機能について	国保標準仕様書及び機能別連携仕様において、生活保護システムから生活保護受給情報を連携する機能が規定されていないが、「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について（保発0120第7号令和5年1月20日）」の省令により、世帯主による喪失の届出は省略可能と示されたことから、生活保護受給情報の連携が必要ではないかといった市区町村からの問合せを受けて、 要件追加の検討を行う必要がある。 (詳細は後述)	無 (今後検討予定)
4	標準化期限後における適合基準日の考え方について	(別紙2) 機能・帳票要件において実装必須機能に対し規定している適合基準日について、標準化期限（令和8年4月1日）後に制度施行を迎える制度改正対応に係る機能の適合基準日は制度施行日とすることとしているが、各市町村における当該機能の国保システムへの適用は事前検証等の都合により制度施行日後となるケースも想定されることから、制度施行日以降に機能追加とする場合でも経過措置の申請等の対応が不要となるよう、 適合基準日の考え方について検討を行う必要がある。 (詳細は後述)	無 (今後検討予定)

5. 検討・課題事項について

(1) 生活保護システムとの連携機能について

課題

国保標準仕様書及び機能別連携仕様において、生活保護システムから生活保護受給者の情報を連携する機能は規定されていないが、「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（令和5年1月20日付け保発0120第7号）により、世帯主による喪失の届出は省略可能と示されていることから、生活保護受給情報の連携が必要ではないかといった市区町村からの意見を受けて、**要件追加の検討を行う必要がある。**

事務局における対応

生活保護システムから国保システムへの生活保護受給者情報の連携について、生活保護システム標準化検討会事務局に確認したところ、令和8年1月末の改版にて連携機能の追加が可能である旨の回答をいただいたため、国保標準仕様書としても、**令和8年1月末の改版において下記の機能要件を追加する方向で検討する。**

<国保標準仕様書に追加予定の機能要件（標準オプション機能）>

- 生活保護受給者情報を登録又は参照できること。
- 他システム連携によって登録された生活保護受給者情報を基に、資格情報との不整合が生じている対象者の一覧を出力できること。

※ 他システムからの受信機能としては、機能ID：0240164「市町村他システムより、「地方公共団体基幹業務システム_機能別連携仕様（国民健康保険）」に示す情報を連携（受領）し、国民健康保険システムで利用できること。」と規定済みのため、生活保護システムからの個別の受信機能としては、規定しない予定。

なお、機能要件の追加にあわせて、生活保護システムから国保システムへの連携要件をデータ要件・連携要件標準仕様書へ追加いただくよう、デジタル庁へ依頼を行う予定。

5. 検討・課題事項について

(2) 標準化期限後における適合基準日の考え方について

課題

国保標準仕様書においては実装必須機能の適合基準日について、「標準化期限（令和8年4月1日）」または「その機能に関連する制度の施行日」のいずれか遅い方の日付を定めることとしており、標準化期限以降に制度施行を迎える実装必須機能については、現時点、制度施行日を設定する方針としている。

一方で、制度施行日と、各市区町村における機能の利用開始時期が異なるケースも考えられる。

例として、令和7年3月に公開した国保標準仕様書【第1.4版】にて制度改正対応として規定した、「子ども・子育て支援金対応」に係る実装必須機能については、制度施行日に即して令和8年4月1日を適合基準日としているが、これらの機能は保険料（税）の賦課・徴収業務に係るものであり、実際に市区町村において利用を開始する時期は令和8年度の本算定（令和8年6～7月頃）以降と想定している。

上記例に示したようなケースでは、ベンダ各社において制度施行日（現行の適合基準日）までに実装必須機能の開発を完了した場合でも、各市区町村における機能の適用日（システムのバージョンアップ等を行い、制度改正対応で必要となる実装必須機能を国保システムへ追加する日）は、機能の事前検証等の都合により制度施行日以降となることも想定されるが、制度施行日を適合基準日とする現行の方針では標準仕様書に未適合の期間が生じ、経過措置申請等の対応が必要となることが懸念されるため、**適合基準日の考え方について検討する必要がある。**

事務局における対応

上記課題に示したケースにおいても未適合の期間が生じないよう、**適合基準日について、市区町村における事務に支障が生じないことを前提に、制度施行日後の適用も許容する規定内容とすること**としたいと考えている。

なお、本件については事前にデジタル庁と調整を行い、（別紙2）機能・帳票要件における「適合基準日」欄の記載を下記に示した案のような内容とすることで、対応可能との見解を得ている。

<「適合基準日」欄の記載内容（イメージ）>

令和8年4月1日又は令和8年度に各地方公共団体において最初に国民健康保険法第〇〇条〇項の規定に基づき〇〇を実施する日のいずれか遅い日

本件について対応することとなった場合は次版以降の対応にて、令和8年4月1日に制度施行を迎える「子ども・子育て支援金対応」や、今後制度改正により追加する実装必須機能について、対象機能や根拠法令について整理した上で、上記のとおり適合基準日を規定することを想定している。

6. その他の対応について

- 全国意見照会後に判明し、国保標準仕様書の修正が必要と判断した事項については、以下の通り対応を行ったため、内容についてご確認をいただきたい。

#	修正概要	修正方針	国保標準仕様書【第1.5版】(案)への取込有無
1	督促状の帳票レイアウトのプレ印字文言修正	「収納25_督促状（納付書兼用4）」のプレ印字文言が、他帳票と不整合となっているとの問い合わせを受けて、 帳票レイアウトの見直しを行う。	取込済み
2	納入通知書（連帳一般）への文言追加	「来年度の仮徴収額のご案内文言について、連帳一般の様式にも追加すべきではないか」との問合せを受けて、 記載が不足している帳票の見直しを行う。	取込済み
3	特定疾病認定申請書の疾病名修正	「資格09_国民健康保険特定疾病認定申請書」に記載の疾病名が、平成元年7月31日の「先天性血液凝固障害等治療研究事業に係る治療研究費の支給が行われるべき治療を受けた場合の高額療養費の支給について」(保険発第七九号)の通知に沿っていないため、 帳票レイアウトの見直しを行う。	取込済み
4	納入通知書の不要文言の削除	「賦課33_国民健康保険料（税）納入通知書」の帳票レイアウトの特別徴収に関する通知文について、「帳票レイアウトには特別徴収に関する項目がないため不要ではないか」との問合せを受けて、 帳票レイアウトの見直しを行う。	取込済み

6. その他の対応について

(1) 督促状の帳票レイアウトのプレ印字文言修正

市区町村からの問合せを受けて、「収納25_督促状（納付書兼用4）」のプレ印字文言が、他帳票と不整合となっていることが判明したため、帳票レイアウトに反映を行いたいと考えている。

■（別紙4）帳票レイアウト「収納25_督促状（納付書兼用4）」（修正前）

氏納 付 名 者		収納代行会社：株式会社〇〇 (〇〇市/コンビニ本部保管)	〇〇県 〇〇市	領収日付印
収 納 用 ビ ニ			収納代行会社：株式会社〇〇 (コンビニ店舗保管)	
(ご注意) 金額を訂正した場合、この納付書では納付できません。				
取りまとめ金融機関・〇〇銀行〇〇支店 取りまとめ店 〒XXX-XXXX ゆうちょ銀行〇〇貯金事務センター				

■（別紙4）帳票レイアウト「収納25_督促状（納付書兼用4）」（修正後）

氏納 付 名 者		収納代行会社：株式会社〇〇 (〇〇市/コンビニ本部保管)	〇〇県 〇〇市	領収日付印
収 納 用 ビ ニ			(金融機関/コンビニ店舗保管)	
(ご注意) 金額を訂正した場合、この納付書では納付できません。				
取りまとめ金融機関・〇〇銀行〇〇支店 取りまとめ店 〒XXX-XXXX ゆうちょ銀行〇〇貯金事務センター				

6. その他の対応について

(2) 納入通知書（連帳一般）への文言追加

「賦課16_納入通知書(単票)」の帳票レイアウトに記載している来年度の仮徴収額をご案内する文言について、「連帳一般の様式にも追加すべきではないか」との問合せを受けて、改めて事務局にて帳票を見直し、以下の通り帳票詳細要件及び帳票レイアウトに反映を行いたいと考えている。

■（別紙4）帳票レイアウト「賦課16_納入通知書(単票)」

特 別 徴 収	月 別	徴 収 額
	4月	(来年度の仮徴収のご案内) 来年度の4月、6月、8月 は、特別徴収仮徴収額とし て、2月の特別徴収額と 同額が天引きされます。
	6月	
	8月	
	10月	
	12月	

<修正対象の帳票及び修正内容>

業務	帳票番号	帳票名	修正内容
賦課管理	10	納入通知書（連帳 一般）_四方式用	・来年度の仮徴収のご案内文言を帳票レイアウトに追加。 ・帳票詳細要件に実装必須のシステム印字項目として追加。
	11	納入通知書（連帳 一般）_三方式用	
	12	納入通知書（連帳 口座）_四方式用	
	13	納入通知書（連帳 口座）_三方式用	
	14	納入通知書（連帳 納組）_四方式用	
	15	納入通知書（連帳 納組）_三方式用	
	23	過年度納入通知書作成（単票）	・来年度の仮徴収のご案内文言を帳票レイアウトから削除。 ・帳票詳細要件に規定していた「文言5」を削除。
	26	納入通知書（連帳_年間特徴者）_四方式用	・来年度の仮徴収のご案内文言を帳票レイアウトに追加。 ・帳票詳細要件に実装必須のシステム印字項目として追加。
	27	納入通知書（連帳_年間特徴者）_三方式用	
	37	納入通知書（連帳 一般）_二方式用	
	38	納入通知書（連帳 口座）_二方式用	
	39	納入通知書（連帳 納組）_二方式用	
	43	納入通知書（連帳_年間特徴者）_二方式用	

6. その他の対応について

(3) 特定疾病認定申請書の疾病名修正

問い合わせにより、「資格09_国民健康保険特定疾病認定申請書」に記載の疾病名について、通知に即していない（※）ことが判明したため、帳票レイアウトを修正したいと考えている。

（※）「先天性血液凝固障害等治療研究事業に係る治療研究費の支給が行われるべき治療を受けた場合の高額療養費の支給について」（平成元年7月31日）（保険発第七九号）において、「昭和五九年九月厚生省告示第一五六号中第二号又は第三号に規定する長期高額疾病に係る患者については、「血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害等」と記入すること。」と示されているが、標準仕様書に示す帳票レイアウト上、当該記載のうち「等」の部分が記載されていない。

■（別紙4）帳票レイアウト「資格09_国民健康保険特定疾病認定申請書」（修正前）

記号・番号			
認定申請対象者	氏名		個人番号
	生年月日	年 月 日	
	疾病名	1 人工腎臓を実施している慢性腎不全 2 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害 3 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群	

■（別紙4）帳票レイアウト「資格09_国民健康保険特定疾病認定申請書」（修正後）

記号・番号			
認定申請対象者	氏名		個人番号
	生年月日	年 月 日	
	疾病名	1 人工腎臓を実施している慢性腎不全 2 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害等 3 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群	

6. その他の対応について

(4) 納入通知書の不要文言の削除

「賦課6_国民健康保険料（税）納入通知書」の帳票レイアウトの通知文として記載している特別徴収に関する記載について、「帳票レイアウトには特別徴収に関する項目がないため不要ではないか」との問合せを受けて、誤記のため該当の文言を削除したいと考えている。

■（別紙4）帳票レイアウト「賦課06_国民健康保険料（税）納入通知書」（修正前）

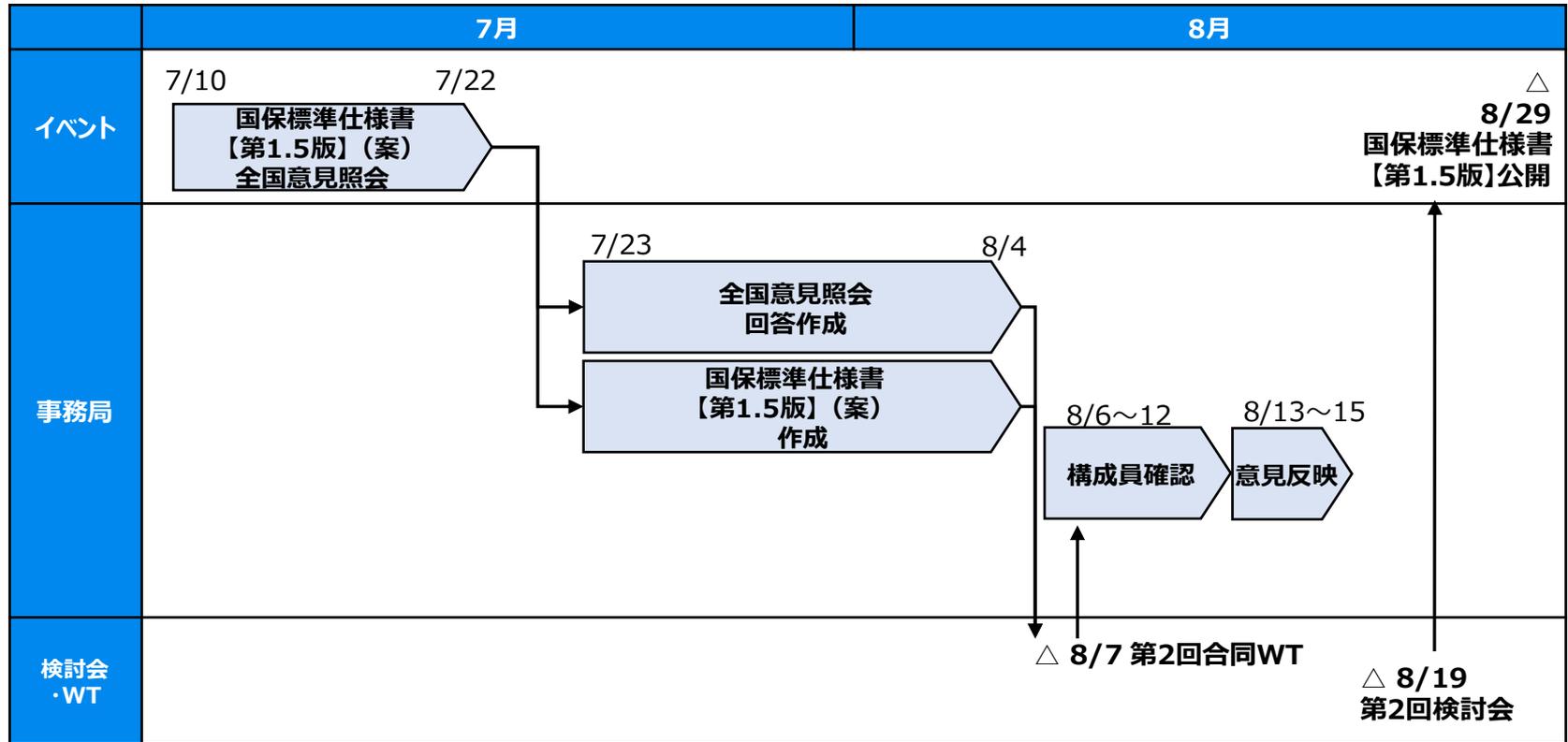
窓空宛名	賦課年度	年度	国民健康保険税納入通知書
	被保険者番号		通知書番号
			様
	対象年度	度分	の国民健康保険税額を次のとおり通知します。
			特別徴収の欄に金額の記載がある月は、年金からの天引きになります。 普通徴収の欄に金額の記載がある期別は、口座振替による納付又は、 納付書での納付をお願いします。 既に口座振替を依頼されている場合は、この通知書には納付書を同封 していません。
連番			
金融機関名			
口座種別			

■（別紙4）帳票レイアウト「賦課06_国民健康保険料（税）納入通知書」（修正後）

窓空宛名	賦課年度	年度	国民健康保険税納入通知書
	被保険者番号		通知書番号
			様
	対象年度	度分	の国民健康保険税額を次のとおり通知します。
			普通徴収の欄に金額の記載がある期別は、口座振替による納付又は、 納付書での納付をお願いします。 既に口座振替を依頼されている場合は、この通知書には納付書を同封 していません。
連番			
金融機関名			
口座種別			

7. 今後の予定

- 令和7年8月末に予定している国保標準仕様書【第1.5版】公開までのスケジュールを以下に示す。



- 「【別添①】ご意見一覧」及び「【別添②】標準仕様書【第1.5版】(案)」については、WT構成員様にて内容をご確認いただき、**疑義等がある場合は、令和7年8月12日までに事務局へご連絡いただきたい。**いただいたご意見については、必要に応じて仕様書への反映を行う予定。
- なお、WT構成員様のご意見を反映した仕様書（案）について、**8月19日に実施予定の第2回検討会にてご承認をいただいたのち、令和7年8月29日に国保標準仕様書【第1.5版】として公開する予定。**